

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年7月6日（令和5年（行情）諮問第595号）

答申日：令和6年8月7日（令和6年度（行情）答申第318号）

事件名：「防衛関係法令」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「防衛関係法令 陸上自衛隊小平学校人事教育部 平成28年4月」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月27日付け防官文第12206号及び同年12月16日付け防官文第21064号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下の記載のとおりである。

（1）原処分1について

本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

（2）原処分2について

ア 不開示処分の対象部分の特定を求める。

内閣府情報公開・個人情報保護審査会の審議において異議申立人は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。従って不開示部分を直接指さして特定するという方法が採れないため、本決定における特定の仕方では不十分である。

何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立に支障が生じること、

及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。

イ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

ウ 本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の概要

1 経緯

本件開示請求は、「「防衛関係法令」【請求受付番号2011.11.28-本本B815】の最新版。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、「防衛関係法令 陸上自衛隊小平学校人事教育部 平成28年4月」（本件対象文書）を特定した。

本件開示請求に対しては、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成28年6月27日付け防官文第12206号により、本件対象文書の表紙について、法9条1項の規定に基づく原処分1を行った後、平成28年12月16日付け防官文第21064号により、本件対象文書の表紙を除く部分について、法5条3号及び4号に該当する部分を不開示とする原処分2を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年11か月及び約6年6か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号及び4号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「本来の電磁的記録についても特定を求める」として
いるが、本件審査請求を受けて改めて確認を行ったところ、電磁的記録
を保有していることが確認できたため当該電磁的記録を特定することと
する。
- (2) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、更
なる特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知
書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (3) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が
生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文
書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文
書の一部が同条3号及び4号柱書きに該当することから当該部分を不開
示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (4) 以上のことから、本件対象文書の電磁的記録を特定することとするが、
その他の審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持する
ことが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年7月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月25日 審議
- ④ 令和6年5月10日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月31日 審議
- ⑥ 同年7月31日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求文書に該当するものとして本件対象文書を特定し、
法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用の上、本件対象文書の
表紙について開示する原処分1及び本件対象文書の表紙を除く部分につい
て、その一部を法5条3号及び4号に該当するとして不開示とする原処分
2を行った。

これに対し、審査請求人は本件対象文書の電磁的記録の追加特定及び不
開示部分の開示を求めている。

諮問庁は、原処分について、上記第3の3（1）において、本件対象文
書の電磁的記録を新たに特定することとするとしていることから、この点
については判断しないこととする。

諮問庁は、上記第3の3において、不開示部分については不開示を維持
することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結

果に基づき、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1に掲げる不開示部分

別表の番号1に掲げる不開示部分には、防衛出動の準備、防衛施設の構築及び弾道ミサイル等に対する破壊措置のための武器の使用（以下「防衛出動等」という。）に係る態勢や法制度についての情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の防衛出動等に係る態勢や法制度についての認識内容及び考え方の傾向などが推察され、一部誤解を招く可能性があるほか、悪意を有する相手方をして、関係者への各種工作活動や態勢の弱点をついて行動を採ることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2に掲げる不開示部分

当該部分には、警護出動、治安出動及び駐屯地警備に係る行動についての情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、警護出動、治安出動及び駐屯地警備に係る自衛隊や自衛官の行動についての認識内容及び考え方の傾向などが推察され、警護出動、治安出動及び駐屯地警備における自衛官への対応や駐屯地への侵入などを容易ならしめるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

(1) 本件は、審査請求から諮問までに約6年11か月及び約6年6か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

(2) 原処分においては、本件対象文書は紙媒体の文書として特定されており、その後、審査請求書1及び審査請求書2に対する諮問に当たり、上記1において述べたように、諮問庁は、改めて確認を行ったところ、電

磁的記録を保有していたとして新たに特定し、開示することとしている。

処分庁において、適切に文書管理及び本件対象文書の探索を行っていれば、原処分時において、本件対象文書について、紙媒体の文書のみならず電磁的記録をも特定できたはずである。

そうすると、防衛省において文書管理が適切に行われなかった上、原処分時の文書管理等が慎重さに欠け、不適切であったといわざるを得ない。

処分庁においては、今後、文書管理を適切に行うとともに、開示請求に係る文書の特定に当たっては、十分な探索を行うことが望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び4号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条3号及び4号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 太田匡彦，委員 佐藤郁美

別表（原処分不開示とした部分及び不開示とした理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	40頁，62頁， 69頁及び183 頁のそれぞれ一部	防衛出動時における武器使用についての具体的内容であり，これを公にすることにより，自衛隊の行動が妨害又は逆用され，国の安全を害するおそれ及び公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条3号及び4号に該当するため不開示とした。
2	45頁の一部	警護出動時における武器使用についての具体的内容であり，これを公にすることにより，自衛隊の行動が妨害又は逆用され，国の安全を害するおそれ及び公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条3号及び4号に該当するため不開示とした。
	56頁，59頁及 び200頁のそれ ぞれ一部	治安出動時における武器使用についての具体的内容であり，これを公にすることにより，自衛隊の行動が妨害又は逆用され，国の安全を害するおそれ及び公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条3号及び4号に該当するため不開示とした。
	199頁の一部	駐屯地警備の際の具体的な対応要領に関する情報であり，これを公にすることにより，駐屯地警備における自衛隊の行動が妨害又は逆用され，駐屯地の安全ひいては国の安全を害するおそれ及び公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条3号及び4号に該当するため不開示とした。